

# あなたの 大切な人を 暴力から 守るために

知ってください。配偶者からの暴力のこと。

私の髪の毛を引っ張ってひきずり回したり、け飛ばしたり。それで、私はもう動けなくなって、警察を呼ぶこともできなくて。外にもひきずり出されたりして。「このまま死ぬような事をされて、それで死ぬんだ」と思いました。それが一番怖かったことです。

何よりもこの「言葉の暴力」がひどかったのです。私の成育歴や家族のこと、私の実家の仕事のことなどを悪く言ったり、私の欠点について延々と説教するとか……。自分が疲れ切って何を言ってるのかわからなくなるまで、子どもも含めて、何時間でも人を拘束して、ひどい言葉を言い続けるということが、しょっちゅうありました。

「拳銃だって何だって買えるんだぞ」というようなことを言って、脅かすんです。1度「怖い」と思うと、何をやられても怖くなっちゃうんですよね。監視しているから、逃げ出すこともできないし、子どももいたし。

## 「配偶者からの暴力」の実態を知っていますか？

配偶者からの暴力というと、殴る蹴るなどの身体的暴力を考えますが、それだけでなく、精神的暴力や性的暴力といった形態も含まれます。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

<b>身体的暴力</b>	平手でうつ 足でける 物やげんこつでなくる 刃物をつきつける 引きずりまわす 髪をひっぱる 腕をねじる など
<b>精神的暴力</b>	大声でどなる 暴言を繰り返す 交友関係を制限する、監視する なくるそぶりをしておどす 生活費を渡さない 何を言っても無視して口をきかない ものをこわして議論を封じる など
<b>性的暴力</b>	性行為を強要する 避妊に協力しない 中絶を強要する 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など

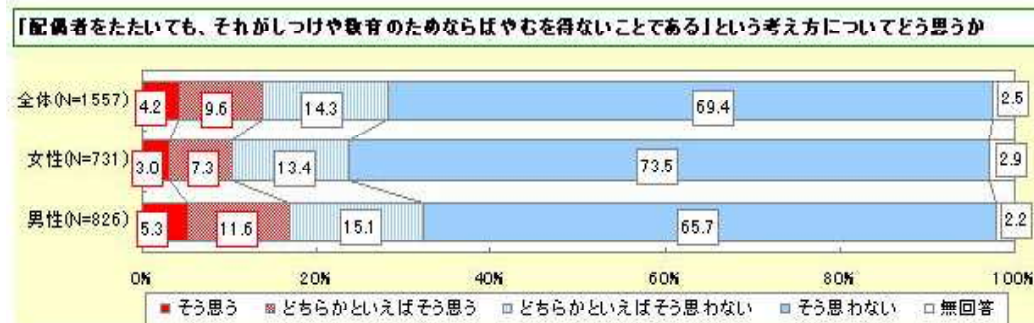
暴力は、対等な人間関係の下では生じません。

配偶者からの暴力のある夫婦では、一方が、身体的あるいは精神的・性的暴力により、相手にダメージを与えて、力を奪い、支配（コントロール）している状態となっています。

そして、配偶者からの暴力の特性は、家庭という、外部からの発見が困難な場所で行われることです。このため、被害者は強い孤立感と無力感に苦しむことになります。また、他者の目が届かないために暴力はエスカレートし、被害が深刻化しがちです。

平成18年度中に山梨県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた、配偶者（離婚した元配偶者も含む）からの暴力に対する相談件数は321件。（来所111件、電話210件。うち男性が3件。児童家庭課調べ。）私たちの身近な暮らしの中に、「暴力」は潜んでいます。

### 配偶者への暴力に対する意識



県民の1割以上が、「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」という考え方に賛成する意向を持っています。

平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査より

### 配偶者への暴力行為のきっかけ



一番多いのは「相手が間違っことをしたので、正そうとした」です。

これは、様々な形態の暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力）に共通して、一番多いきっかけとなっています。

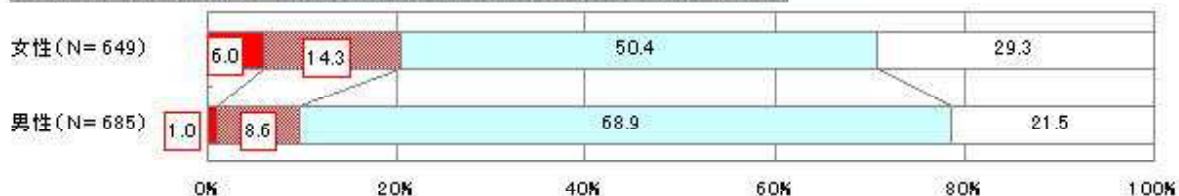
平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査より

## 被害を多く受けているのは？

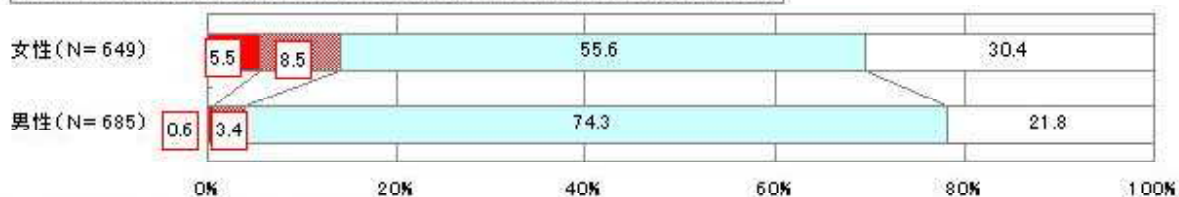
被害者には女性も男性もいますが、どの形態の暴力についても女性の方が被害経験者の割合が高いという調査結果が出ています。

### 配偶者からの暴力被害の経験 既婚者への質問

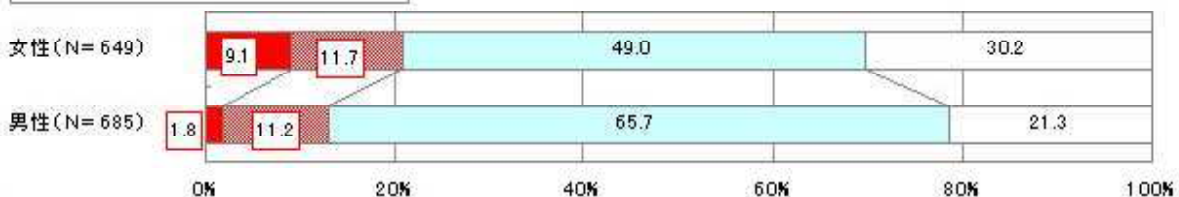
殴ったり蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりなどの身体に対する暴力を受けた



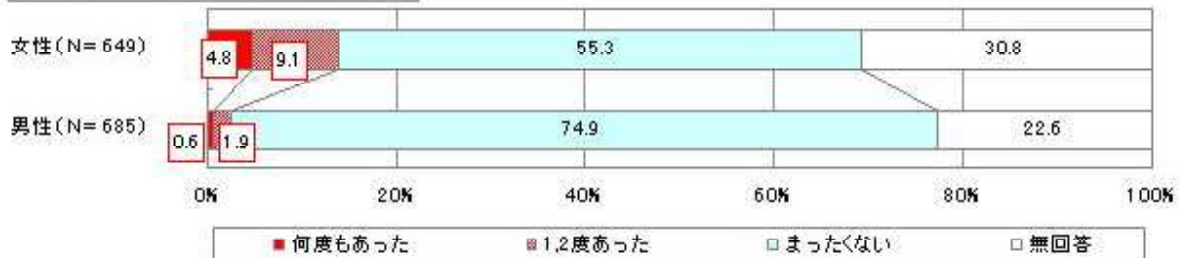
自分もしくは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動を受けた



人格を否定されるようなひどい暴言をうけた



いやがっているのに性的な行為を強要された



平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査より

## 暴力の責任は誰に？

「暴力を受けるのは被害者が逃げないからだ」「夫婦げんかの責任は双方にある」「加害者の言い分も聞くべき」などという考えも一方にあります。

しかし、配偶者からの暴力の被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という恐怖感、経済的な問題、就学など子どもの問題、社会から孤立させられて「助けてくれる人は誰もいない」という無力感、「相手を支えられるのは自分だけ」という複雑な心理、住み慣れた地域から逃げて失うもの（家、仕事、人間関係など）の大きさなど、いろいろな事情から、逃げ出せず暴力を受けているのです。



どのような暴力であっても、暴力は、加害者に責任があります。加害者は、自分の言うことをきかせるための手段として暴力を使っています。被害者の非を探して暴力を正当化することは絶対に許されません。

## 被害者や子どもに与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD（post-traumatic stress disorder：外傷後ストレス障害）に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

### 【PTSDとは】

地震や台風といった自然災害、航空機事故や鉄道事故といった人為災害、強姦、強盗、誘拐監禁などの犯罪被害等の後に生じる特徴的な精神障害ですが、配偶者からの繰り返される暴力被害の後にも発症することがあります。PTSDの症状としては、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識的に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることなどがあります

### 子どもに与える影響

「暴力は子どもの見ていないところで行われているので、子どもは何も知らないはず」と思いがちです。しかし子どもは敏感に察知し、心を痛めています。

夫婦間の暴力は、ときに子どもたちへも向けられて深刻な児童虐待を引き起こし、ケガをしたり時には巻き添えになって死に至ることもあります。また、暴力は振るわれなくても、暴力を目撃した経験はいつまでも心に残り、様々な心身の症状が表れることがあります。暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあるとされています。

どんなことがあろうと、暴力を振るう側に責任があり、被害を受ける側には責任はありません。

## 配偶者暴力相談支援センター

山梨県では、次の施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たし、被害者支援を行っています。

施設		中心的なセンター 女性相談所	補完的なセンター 男女共同参画推進センター ぴゅあ総合
業務		055 - 254 - 8635 甲府市北新1-2-12	055 - 237 - 7830 甲府市朝気1-2-2
相談または相談機関の紹介	電話 1 面接		
一時保護の手続	2		実施しません
カウンセリング			実施しません
保護命令制度を利用するための 情報提供			
自立生活促進のための情報提供			
婦人保護施設・母子生活支援施設など の利用についての情報提供			

- 1 女性相談所でも、男女共同参画推進センターぴゅあ総合でも、配偶者からの暴力相談だけでなく、悩み相談など女性からの相談全般も受け付けています。
- 2 一時保護とは、県が設置している一時保護施設へ保護して、被害者の安全を確保するものです。短期間、配偶者から離れて避難することができます。子どもなどの同伴家族も一緒に一時保護されます。

ホームページ 山梨県女性相談所 <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/josei/index.html>

山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合 <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/center.php>

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

県では、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に推進するため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しています。

### 計画策定の趣旨

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。

県ではこれまで、中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所をはじめ、関係機関が連携を図りながら施策を実施してきました。今後さらに、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する施策を総合的に実施するため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、平成17年12月に計画を策定しました。

### 計画の性格

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく法定計画です。

県は、この計画に沿って配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に実施します。また、市町村や関係機関、関係団体がこの計画の趣旨を踏まえ、県と連携した取組を進めることを期待します。

### 基本的な視点

県は、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指して、次の視点から施策を実施します。

- ・ 配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、当事者間の問題として軽視することなく、一つひとつのケースについて真剣に取り組むべきであること。
- ・ 被害者の保護と自立支援は、被害者の側に立ち、関係機関が連携して行うものであること。
- ・ 配偶者からの暴力について県民の理解を深めることが必要であること。

### 計画期間

この計画の期間は、平成18年度から平成20年度までの3年間です。

### 計画に定めた「県の取組」からピックアップ

配偶者からの暴力についての啓発講演会や講座を行い、配偶者からの暴力の実態、その未然防止と被害者の保護等の重要性を訴えます。

女性相談所に加え、男女共同参画推進センターびゅあ総合を、配偶者暴力相談支援センターとし、連携して相談に当たります。これにより、年末年始を除き、土曜・日曜を含めて昼間は毎日、被害者の相談に応じられる体制とします。

就業の促進、住宅の確保、援護等、女性相談所を中心に関係機関が連携して被害者の自立を支援します。

教育委員会や学校は、被害者と子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図り、子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理します。

緊急性の高いケースは、夜間、休日であっても被害者の緊急一時保護を行います。

女性相談所では、必要な場合は、職員が関係機関、市町村等へ被害者に同行して支援します。

被害者の適切な保護のため、関係機関は、相互に情報を提供し合い、認識を共有し、連携を強化します。

警察は、保護命令発令時には被害者と連絡を取り、危害防止のための留意事項や緊急時の通報等について教示します。加害者に対しては命令を遵守するよう指導警告を行います。

配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の申立書の記入方法等について助言し、被害者が円滑に手続きができるよう支援します。

身体的暴力の被害者を発見した場合の県民の通報の義務について、パンフレットなどにより啓発します。

職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権に配慮するとともに、被害者の安全確保及び秘密の保持に配慮します。

関係機関は、苦情の申出を受けたときは、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応します。

職務関係者の資質向上のため、それぞれの職務内容に応じた研修を実施します。

被害者の自立支援のため、県営住宅への入居に配慮します。

被害者を支援する民間団体との協力を努めます。

# 配偶者暴力防止法が改正されました

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっています。こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者暴力防止法」（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）が制定されました。その後平成16年4月の一部改正（同12月施行）を経て、平成19年7月、その内容が一部改正によりさらに拡充されました。

（平成19年7月11日公布・平成20年1月11日施行）

## 改正のポイント

（平成20年1月11日施行）

### 1 保護命令制度の拡充

生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになりました。

被害者に対する電話・電子メール等は禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになりました。

- |  |   |
|--|---|
| 1 面会の要求  | 6 汚物・動物の死体等の著しく不快、又は嫌悪感を与える物を送りつけるなど      |
| 2 行動の監視に関することを告げることなど                          | 7 名誉を害することを言うことなど                         |
| 3 著しく粗野・乱暴な言動                                  | 8 性的羞恥心を害することを言う、性的羞恥心を害する文書や写真などを送りつけるなど |
| 4 無言電話、連続しての電話、FAX、メール<br>（緊急やむを得ない場合を除く）      |   |
| 5 夜間（午後10時～午前6時）の電話、FAX、メール<br>（緊急やむを得ない場合を除く） |   |

被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになりました。

### 2 市町村基本計画の策定

都道府県のみ義務付けられていた、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となりました。

### 3 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となりました。

被害者の緊急時における安全の確保が、支援センターの業務として明記されました。

### 4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発した内容及びその内容を、被害者が相談等をした支援センターに通知することとなりました。

## 改正後の配偶者暴力防止法の概要

### 「配偶者」とは

事実婚を含みます。同居、別居を問いません。離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

### 「暴力」とは

身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）と、精神的暴力・性的暴力（身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）です。被害者の生命や身体に対し、将来危害を加えると脅迫することも暴力として定義しています。

### 「被害者」とは

男性、女性を問いません。国籍を問いません。在留資格の有無も問いません。

### 配偶者暴力相談支援センター

山梨県では女性相談所、男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）が「配偶者暴力相談支援センター」となっています。支援センターでは、被害者に対して、相談または相談機関の紹介、カウンセリング（女性相談所のみ）、一時保護（女性相談所のみ）、情報提供などの業務を行います。なお、平成19年の法改正により、市町村の適切な施設でも、今後、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが努力義務化されました。

### 基本方針、基本計画

全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、国が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の基本的な方針を策定しました。この基本方針を指針として、県では、平成17年12月に基本計画を策定しています。平成19年の法改正により、市町村が基本計画を策定することが努力義務化され、暴力を許さない体制づくりが、より強化されています。

### 通 報

身体的暴力を受けている人を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めることとなっています。これは、被害者のまわりの人が、被害者にかわって公的機関の関わりへの道筋をつける制度です。被害者は配偶者からの報復を恐れたり、家庭の事情を慮ったりなど様々な理由で相談をためらうことが考えられます。そこで、広く社会からの情報を求めて、被害者の保護に繋げるため、身体的暴力の発見者には通報の努力義務が課せられているのです。

また、医師や医療関係者が被害者を発見したときは、被害者の意思を尊重しながら、支援センターや警察官に通報することができ、それは守秘義務違反には当たらないことになっています。

### 保護命令制度

裁判所が、被害者の申し立てにより、加害者に対して発する命令です。保護命令を出してもらうには、暴力の状況や事情を書いた申立書を、地方裁判所に提出します。加害者が保護命令に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。保護命令には、「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

#### 「接近禁止命令」

加害者に対し、6か月間、被害者や被害者と同居する子どもにつきまったり、住居、勤務先など被害者や子どもが通常いる場所の近くをはいかいたりすることを禁止するものです。期間が終了した後の再度の申し立ても可能です。

#### 「退去命令」

加害者に対し、2か月間、家から出て行くよう命ずるものです。この退去命令は、夫婦が生活の本拠を共にする場合のみ、出されます。再度の申し立ても可能です。

## 相談窓口

名称	相談受付曜日・時間	電話番号	住所など
----	-----------	------	------

### 配偶者暴力相談支援センター

女性相談所	月曜日～金曜日	電話	9:00～17:00	055-254-8635 (相談専用)	甲府市北新1-2-12 (国立甲府病院西隣・福祉プラザ2階)
		面接	9:00～15:00		
男女共同参画推進センター ぴゅあ総合	火曜日～日曜日 (祝日の翌日は休館)	電話	9:00～17:00	055-237-7830 (相談専用)	甲府市朝気1-2-2 (甲府城東病院南)
		面接	9:00～16:00		

### 人権相談

甲府地方法務局人権擁護課 <女性の人権ホットライン>	月曜日～金曜日	電話 面接	8:30～17:00 9:00～16:00	055-252-0430 (相談専用)	甲府市北口1-2-19 甲府地方合同庁舎
-------------------------------	---------	----------	--------------------------	------------------------	-------------------------

### 犯罪被害者電話相談

山梨県犯罪被害者等 総合支援窓口	月曜日～金曜日	電話	8:30～17:30	055-223-4180 (相談専用)	山梨県企画部県民室 県民生活課
(社)被害者支援センター やまなし	月曜日～金曜日	電話	10:00～16:00	055-228-8622 (相談専用)	甲府市丸の内2-32-11 (山梨県医師会館3F)
性犯罪110番	月曜日～金曜日	電話	8:30～17:30	055-224-5110 (相談専用)	山梨県警察本部

### 警察署

### 緊急時には110番通報を

甲府警察署	055-232-0110	南部警察署	0556-64-3301
南甲府警察署	055-243-0110	笛吹警察署	055-262-0110
南アルプス警察署	055-282-0110	日下部警察署	0553-22-0110
韮崎警察署	0551-22-0110	富士吉田警察署	0555-22-0110
北杜警察署	0551-32-3111	大月警察署	0554-22-0110
鯉沢警察署	0556-22-0110	上野原警察署	0554-63-0110

その他の機関	児童相談	山梨県中央児童相談所	055-254-8617
	"	山梨県都留児童相談所	0554-45-7835
	心の健康相談	山梨県精神保健福祉センター	055-254-8700
	女性相談	甲府市女性総合相談室	055-223-1255
	"	富士吉田市社会福祉事務所	0555-22-1111
	無料法律相談案内	(財)法律扶助協会山梨県支部	055-235-7202

そのほか、配偶者からの暴力防止に関する情報は、

山梨県男女共同参画課 <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/danjo/index.html>

内閣府配偶者からの暴力被害者支援情報 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

